

新型コロナウイルス感染症による影響を受けた事業者の皆様へ

南種子町宇宙のまち持続化支援金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた本町事業者（以下「事業者」という）の事業継続を支援するため、令和3年7月から令和3年12月までの6ヶ月間、事業収入が落ち込んだ事業者に月5万円を上限に支援金を支給いたします。（ただし、予算の範囲内とし限度額に達した場合は終了いたします）

1. 支援対象事業者（全てを満たすこと）

- ・令和3年7月1日現在において、町内に店舗を有し、店舗運営者が本町に在住（住民登録）していること。
- ・令和元（2019）年以前から事業実績があり、令和2（2020）年1月から令和3年（2021）6月までの事業収入が月平均10万円以上あること。
- ・令和3（2021）年7月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、2019年又は2020年同月比で事業収入が20%以上減少していること。
- ・支援金の交付を受けた後においても事業継続の意思があること。

2. 支援対象施設（職種）

- ・遊興施設（スナック・バー・カラオケボックスなど）
 - ・運動、遊技施設（スポーツジム）
 - ・学習塾
 - ・ホテル、旅館
 - ・商業施設（写真屋・古物商等）
 - ・フラワーショップ
 - ・食事提供施設（飲食店・居酒屋・料理店・喫茶店・酒卸業者）
 - ・タクシー業
 - ・小売業
 - ・販売業（ガソリンスタンドは除く）
 - ・葬祭業
 - ・観光レジャー業
 - ・自動車整備工場（販売含む）
 - ・漁業
 - ・農業（さとうきび・甘藷・安納いも・家畜は除く）
- ※ 建築、建設土木業は除きます。

3. 支援額

一月の事業収入が100,000円から200,000円未満	2万円/月
一月の事業収入が200,000円から300,000円未満	3万円/月
一月の事業収入が300,000円以上	5万円/月

注意) 支援対象事業者の要件を全て満たす必要があります。

一事業者が複数の事業を営んでいる場合は、一事業のみの支給となります。

4. 支援対象期間

令和3年7月～令和3年12月までの各月毎の売上が対象となります。

5. 提出書類 (書類は、ホームページよりダウンロードして頂くか、役場企画課に備えてあります。)

個人事業者

- ① 南種子町宇宙のまち持続化支援金交付申請書 (請求書) ← 指定様式
 - ② 売上高比較表及び誓約書 ← 指定様式
 - ③ 2021年の対象月の売上台帳の写し
 - ④ 2019年・2020年分所得税確定申告書 (住民税申告書)・収支計算書の写し
 - ⑤ 入金口座通帳の写し
- ①及び②・③は、申請する月はその都度提出する必要があります。
- ④及び⑤は、初回 (1回目) 申請時に必ず提出してください。

法人経営者

- ① 南種子町宇宙のまち持続化支援金交付申請書 (請求書) ← 指定様式
 - ② 売上高比較表及び誓約書 ← 指定様式
 - ③ 2021年の対象月の売上明細等 (確認できるもの)
 - ④ 2019年・2020年度 (直近2カ年) 法人事業概況説明書
 - ⑤ 入金口座通帳の写し
- ④及び②・③は、申請する月はその都度提出する必要があります。
- ④及び⑤は、初回 (1回目) 申請時に必ず提出してください。

6. 申請期間

令和3年8月2日 (月) ～ 令和4年1月31日 (月)

7. 提出 (送付) 先

〒891-3792

熊毛郡南種子町中之上2793番地1

南種子町役場 企画課 観光経済係

電話 26-1111 (内線174)

8. よくある質問

Q: 南種子町民ではありませんが、南種子町内で事業を行なっています。給付金の対象となりますか?

A: 南種子町に在住 (住民登録) し、かつ、南種子町内に事業所を有する事業者となっておりますので、給付対象となりません。南種子町民が町外で事業を行なっている場合も対象となりません。

Q: 南種子町内でホテルと飲食店を経営しております。両方とも対象となりますか?

A: 事業を複数経営している場合であっても、一事業のみの対象となります。

Q: 小売店を経営しておりますが、令和3年7月に怪我のため入院しており売上げがありません。対象となりますか?

A: 売上げの減少が、新型コロナウイルス感染症が要因と断定できないため、対象となりません。